

## 平成21年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査結果について

- 今回の調査は、平成21年4月の障害福祉サービス等報酬改定が障害福祉サービス等従事者の処遇改善に反映されているかどうかを調査・分析し、報酬改定の事後的検証を行うことを目的とするものである。
- 報酬改定を受けて給与（基本給、手当及び一時金）の引き上げを実施又は予定している施設・事業所の割合は43.7%であった。また、定期昇給のみを実施する施設・事業所を含めると72.7%が引き上げ等を実施した。
- 平成21年及び平成20年ともに在籍していた従事者（直接処遇職員）の平成21年の平均給与額（月額）は、前年同月（9月）に比べ、
  - ・ 常勤職員 約7,200円（298,484円 → 305,660円）
  - ・ 非常勤職員 約2,500円（117,501円 → 119,962円）の増加となっている。

また、支給方法別で見ると、基本給の引上げ幅に比べ、手当及び一時金の引上げ幅の方が大きい傾向にあった。

（注）「直接処遇職員」は、ホームヘルパー、生活支援員、保育士など、障害者・児に対し直接的にサービスを提供する職員である。
- 常勤職員の平均給与額を職種別に見ると、全ての職種において、101.1～105.6%の幅で増加となっている。中でも、共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）における「世話人」について増加率が最も高かった。
- 常勤職員の平均給与額をサービス別に見ると、100.4～109.5%の幅で増加となっている。中でも、「生活介護」と「共同生活援助単独型」についての増加率が高かった。

（別添資料）

平成21年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査結果